

NPO法人いえのなかで 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人いえのなかでという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市中央区磯辺通1丁目1番18号カサベラ国際プラザビル707号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、病気や障害、乳幼児の世話などにより、自分が思うように外出することが難しい人に対して、訪問美容室の運営、オンライン学習塾の運営、LINE相談事業を行い、外出が難しい人たちの福祉向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 訪問美容室の運営事業
- (2) 不登校の子どもを対象にしたオンライン学習塾の運営事業
- (3) 子育て中の女性を対象にしたLINE相談事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の4分の3以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	松岡	洋子
理 事	大野	いつみ
同	塩野	智郎
監 事	都甲	圭史
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年4月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

役員名簿

NPO法人いえのなかで

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	まつおか ひろこ		無
	松岡 洋子		
理事	おおの いづみ		無
	大野 いづみ		
理事	しおの ともお		無
	塩野 智郎		
監事	とごう よしふみ		無
	都甲 圭史		

設立趣旨書

1 趣 旨

交通機関が発達した現代においても、病気や障害、乳幼児の世話などにより、自分が思うように外出することが難しい人がいます。外出が難しいために、例えば美容院の利用や学校教育、育児について相談する機会が制限されている人がいます。

私の知人は美容師として働いていますが、自閉症のお子さんがいつもと違う場所に行くとき強い不安を感じてしまうため、美容室に来て髪を切ることができないという話を聞きました。

また、私の夫は選択性緘黙児童（家では問題なく会話できても、学校のような特定の場所では話せなくなるといった症状が見られる障害）で不登校になってしまったものの、教科書を中心に独学で勉強して京都大学に進学しましたが、不登校であることにずっと罪悪感を持っていました。

私も他のお母さんと同じように、子育て中は孤独を感じました。乳幼児の時は日中赤ちゃんを2人きりになり、社会から取り残された感覚で、コンビニにも自由に行くことができませんでした。保健所の方が自宅に訪問してくれることはありましたが、周りに頼れる人はいるかなど形だけの質問はしてくれても、いない場合の解決策は特になく、訪問に意味があるのか疑問に感じていました。子どもの虐待のニュースが報道されますが、詳細を知ると他人事に思えないときがあります。子育て中に独りで不安を感じた時は、不安を話せる人がいるだけで少し楽になれるのにと感じていました。

現在子どもは小学校1年生になり、以前よりは手がかからなくなったため、私は妹や夫の仕事を扶養の範囲内で手伝っています。私は以前から社会問題に関心があり、政治の仕組みを変えたいと思い、最近ある政党のボランティアに参加しました。そこで知り合った人たちと意気投合し、自分たちでも身近な社会問題を解決できないか話し合うようになりました。その中で知り合った美容師の方の経験や、私の夫や私の経験から、訪問美容室の運営、不登校の子どもを対象にしたオンライン学習塾の運営、子育て中の女性を対象にしたLINE相談を行うことができるのではないかと考えました。

この活動をまずは任意団体で始めることを考えましたが、活動内容を周知させるため、また社会的な信用を得るために、最初から法人になった方がいいと考えるようになりました。その中で、この活動が営利を目的とせず、また多くの市民の方々に参画していただきたいという思いから、NPO法人になるのが最適であると考えました。

NPO法人になった後は、活動に協力してくれる美容師の方や、子どもに勉強を教えることが得意な方、子育ての不安や悩みを乗り越えてきたお母さん達の協力を得て、共に社会に貢献する活動をしていきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

2025年 8月 松岡洋子、大野いづみが集い、自身の経験を活かした社会貢献活動を行うためにNPO法人を設立することを検討

2025年 8月 松岡洋子、大野いづみ、塩野智郎、都甲圭史が集い、NPO法人の設立と今後の運営について協議

2026年 / 月 設立総会開催

2026年 / 月 / 6日

NPO法人いえのなかで
設立代表者 氏名 松岡洋子

2026年度事業計画書

NPO法人いえのなかで

1. 基本方針

クラウドファンディングや助成金を利用して、利用者の金銭的な負担をなるべく減らせるようにする。Google の非営利団体向けの無料広告を利用して、事業内容を周知させる。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
(1) 訪問美容室の運営事業	病気、障害等の理由で美容室に行って散髪できない方を対象に、美容師の資格を持った人が自宅に伺い、散髪をする。	月 1 回	神戸市灘区 周辺	自宅で散髪を希望する市民 3 人/回	108
(2) 不登校の子どもを対象にしたオンライン学習塾の運営事業	不登校の子どもを対象に、自宅に居ながらオンラインで勉強・質問できる学習塾を運営する。	平日 90 分	オンライン	自宅に居ながらオンラインで勉強・質問をしたい不登校の子ども 10 人	2,640
(3) 子育て中の女性を対象にした LINE 相談事業	赤ちゃんと 2 人きりになって社会から取り残された感覚になっている子育て中の女性が、LINE で相談できるサービスを運営する。	月 1 回	オンライン (LINE 通話)	子育てなどについて LINE で相談したい女性 10 人/回	180

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：松岡洋子、事務局スタッフ：大野いづみ

2027年度事業計画書

NPO法人いえのなかで

1. 基本方針

活動の協力者を増やして、各事業の内容を充実させる。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
(1)訪問美容室 の運営事業	病気、障害等の理由で美容室に行って散髪できない方を対象に、美容師の資格を持った人が自宅に伺い、散髪をする。	月1回	神戸市灘区 周辺	自宅で散髪を希望する市民 3人/回	108
(2)不登校の子どもを対象にしたオンライン学習塾の運営事業	不登校の子どもを対象に、自宅に居ながらオンラインで勉強・質問できる学習塾を運営する。	平日 90分	オンライン	自宅に居ながらオンラインで勉強・質問をしたい不登校の子ども 10人	2,640
(3)子育て中の女性を対象にしたLINE相談事業	赤ちゃんと2人きりになって社会から取り残された感覚になっている子育て中の女性が、LINEで相談できるサービスを運営する。	月1回	オンライン (LINE通話)	子育てなどについてLINEで相談したい女性 10人/回	180

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：松岡洋子、事務局スタッフ：大野いづみ

2026年度活動予算書

成立の日からから2027年4月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
訪問美容室の運営事業収益	108,000		
不登校の子どもを対象にしたオンライン学習塾の運営事業収益	2,640,000		
子育て中の女性を対象にしたLINE相談事業収益	180,000	2,928,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,228,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,500,000		
法定福利費	240,000		
人件費計	1,740,000		
(2) その他経費			
消耗品費	120,000		
旅費交通費	120,000		
通信費	840,000		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
その他経費計	1,080,000		
事業費計		2,820,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	12,000		
印刷費	60,000		
地代家賃	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	72,000		
管理費計		72,000	
経常費用計			2,892,000
当期正味財産増減額			336,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			336,000

2027年度活動予算書

2027年5月1日から2028年4月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
訪問美容室の運営事業収益	108,000		
不登校の子どもを対象にしたオンライン学習塾の運営事業収益	2,640,000		
子育て中の女性を対象にしたLINE相談事業収益	180,000	2,928,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,228,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,500,000		
法定福利費	240,000		
人件費計	1,740,000		
(2) その他経費			
消耗品費	120,000		
旅費交通費	120,000		
通信費	840,000		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
その他経費計	1,080,000		
事業費計		2,820,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	12,000		
印刷費	60,000		
地代家賃	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	72,000		
管理費計		72,000	
経常費用計			2,892,000
当期正味財産増減額			336,000
前期繰越正味財産額			336,000
次期繰越正味財産額			672,000